

<h1>高知県公報</h1>	発行
	高知県 高知市丸ノ内 一丁目2番20号 発行日 毎週2回 (火曜日・金曜日)

目 次	ページ
告 示	
◎告示（民生委員定数の定め及び告示の 廃止）の一部改正	(地域福祉政 策課) 1
○保安林の指定予定の通知（5件）	(治山林道課) 1
○公有水面埋立ての免許の出願	(漁港漁場課) 2
○道路の区域変更（2件）	(道 路 課) 2
監査公表	
○監査の結果に関する報告に基づく措置結果	2

-----  
告 示  
-----

### 高知県告示第619号

平成16年11月高知県告示第663号（民生委員の定数の定め及び告示の廃止）の一部を次のように改正し、平成22年12月1日から施行する。

平成22年11月16日

高知県知事 尾崎 正直

表中「72」を「74」に、「109」を「110」に、「52」を「46」に、「100」を「103」に、「56」を「53」に、「38」を「40」に、「22」を「24」に、「1,713」を「1,714」に改める。

### 高知県告示第620号

農林水産大臣から、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成22年11月16日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 保安林予定森林の所在場所  
宿毛市小筑紫町福良字聖谷1154の2
- 2 指定の目的  
水源のかん養
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課及び宿毛市役所に備え置いて縦覧に供する。）

### 高知県告示第621号

農林水産大臣から、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成22年11月16日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 保安林予定森林の所在場所  
四万十市西土佐下家地字ハバレ2182の1、2182の3、2182の4
- 2 指定の目的  
水源のかん養
- 3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課及び四万十市役所に備え置いて縦覧に供する。）

### 高知県告示第622号

農林水産大臣から、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成22年11月16日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 保安林予定森林の所在場所  
安芸郡奈半利町字大良甲3213、甲3216の1
- 2 指定の目的  
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。  
字大良甲3213・甲3216の1（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）
    - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めな

い。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課及び奈半利町役場に備え置いて縦覧に供する。）

### 高知県告示第623号

農林水産大臣から、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成22年11月16日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 保安林予定森林の所在場所  
安芸郡安田町瀬切字落山141の1、船倉字押声峰413の36
- 2 指定の目的  
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

字落山141の1・字押声峰413の36（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課及び安田町役場に備え置いて縦覧に供する。）

### 高知県告示第624号

農林水産大臣から、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成22年11月16日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 保安林予定森林の所在場所  
高岡郡構原町井高595から598まで、609、611、612
- 2 指定の目的

- 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
- (1) 立木の伐採の方法
- ア 次の森林については、主伐は、択伐による。  
井高598・611（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）
- イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
- ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課及び樽原町役場に備え置いて縦覧に供する。）

**高知県告示第625号**

公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第2条第1項の規定により公有水面の埋立について免許の出願があったので、同法第3条第1項の規定によりその要領を次のとおり告示する。

なお、その関係書面及び関係図書は、この告示の日から起算して3週間高知県水産振興部漁港漁場課及び高知県幡多土木事務所宿毛事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成22年11月16日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 公有水面埋立免許出願者の住所及び氏名又は名称  
高知市丸ノ内一丁目2番20号  
高知県（高知県知事 尾崎 正直）
- 2 埋立区域
- (1) 位置  
宿毛市沖の島町弘瀬字弘瀬332番地先の公有水面
- (2) 区域  
次の点1から点3までを順次に直線で結んだ線、点3と点4とを結ぶ平成21年秋分の日の満潮位（DLプラス2.10メートル）における公有水面と船揚場との境界線及び点4と点1とを結ぶ平成21年秋分の日の満潮位（DLプラス2.10メートル）における公有水面と護岸との境界線により囲まれた区域
- 点1 沖の島漁港（弘瀬）漁港原点（北緯32度42分47秒・東経132度33分00秒）から12度40分10秒101.62メートルの地点
- 点2 点1から35度57分17秒23.21メートルの地点
- 点3 点2から125度57分17秒11.00メートルの地点
- 点4 点3から217度20分17秒24.86メートルの地点
- (3) 面積

- 252.11平方メートル
- 3 埋立てに関する工事の施行区域
- (1) 位置  
宿毛市沖の島町弘瀬字弘瀬332番地先の公有水面
- (2) 区域  
次の各点を順次に直線で結んだ線及び点Jと点Aとを直線で結んだ線により囲まれた区域
- 点A 沖の島漁港（弘瀬）漁港原点（北緯32度42分47秒・東経132度33分00秒）から27度15分45秒78.33メートルの地点
- 点B 点Aから315度01分12秒57.95メートルの地点
- 点C 点Bから305度57分17秒19.91メートルの地点
- 点D 点Cから35度57分17秒33.17メートルの地点
- 点E 点Dから116度01分00秒39.56メートルの地点
- 点F 点Eから125度57分17秒29.06メートルの地点
- 点G 点Fから176度27分50秒20.60メートルの地点
- 点H 点Gから185度08分29秒4.69メートルの地点
- 点I 点Hから203度23分38秒6.12メートルの地点
- 点J 点Iから222度22分54秒6.18メートルの地点

- (3) 面積  
3,341.45平方メートル
- 4 埋立地の用途  
漁港施設用地
- 5 出願年月日  
平成22年11月1日

**高知県告示第626号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、平成22年11月16日から2週間高知県土木部道路課及び高知県須崎土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成22年11月16日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 窪川中土佐
- 3 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
高岡郡中土佐町大野見吉野2616番から高岡郡中土佐町大野見吉野861番地先まで	前	4.9 }	429
	後	12.2 }	417

		62.0	
--	--	------	--

**高知県告示第627号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、平成22年11月16日から2週間高知県土木部道路課及び高知県幡多土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成22年11月16日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 足摺岬公園
- 3 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
土佐清水市窪津字下灘江見山1710番2から土佐清水市窪津字下灘江見山1710番212まで	前	3.5 }	1,350
	後	11.3 }	970

-----  
**監 査 公 表**  
-----

**監査公表第10号**

平成22年11月16日

高知県監査委員

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第9項の規定により、高知県知事等あて報告を行ったところ、高知県知事等から措置結果について通知があったので、同条第12項の規定により、次のとおり公表する。

22高行管第208号  
平成22年9月30日

高知県監査委員 様

高知県知事

定期監査の結果に対する措置結果について（通知）

平成22年8月18日付け22高監報第5号で報告のありましたうえのことについて、特別指摘及び指摘とされた機関からの措置状況の報告をもとに、地方自治法第199条第12項の規定により下記のとおり通知します。

記

- 第1 特別指摘とされた機関

## 1 幡多福祉保健所

## (1) 事実認定

平成20年度及び平成21年度の病院開設許可等手数料の証紙については、申請書に貼付された証紙に受理日に消印の上収入調定すべきところ、いずれも怠ったまま証紙を金庫に保管し、失念していた。

平成22年1月によりやく気づき、平成21年9月分を平成22年1月25日に、平成20年9月分を平成22年2月10日に計3件分59,000円を収入調定していた。

その後、事務の見直しを行い申請書に証紙を速やかに貼付することとしていたが、消印は月末にまとめて押印するなど不適切な事務処理が続いていた。

## (2) 特別指摘事項

上のことは、申請時に証紙を貼付せず別途保管することが常習化していたことが主な原因である。

また、事務の見直しを行いながら、証紙の消印は月末にまとめて行っており、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第142条第1項第3号及び高知県収入証紙条例施行規則（昭和39年高知県規則第28号）第3条に反する極めて不適切な事務処理である。

今後は、二度とこのようなことがないよう厳正な取り扱いを強く求める。

## (3) 原因又は理由

経緯

(平成20年度分)

①平成20年9月22日申請（手数料証紙 8,000円）

平成20年9月25日許可

②平成20年9月24日申請（手数料証紙 43,000円）

平成20年9月26日許可

平成22年2月10日に①②の51,000円を収入調定

(平成21年度分)

③平成21年9月24日申請（手数料証紙 8,000円）

平成21年9月24日許可

平成22年1月25日に③の8,000円を収入調定

病院開設許可手続きについては、衛生環境担当者が、申請書受理時に申請書とは別に証紙を衛生環境課の金庫に保管し、申請書審査及び現地調査の後に許可証交付伺いの起案を行っていました。そして、決裁後に証紙を貼付した申請書を当月分としてまとめて総務担当者に引き継ぎ、証紙の消印及び収入調定を行っていました。

上記3件の証紙についても衛生環境課の金庫に保管していましたが、衛生環境担当者が、許可証交付伺いの決裁後に、証紙の貼付及び総務担当者への引き継ぎを失念したまま、平成22年1月25日、衛生環境課の金庫から上記3件分の未調定の証紙が見つかったものです。

この3件の収入調定については、幡多土木事務所の会計専門員に相談のうえ、その指導を受けて処理を行いました。

その後、これらの事務処理について所内で協議を行い、再発防止対策として、申請受付管理簿を整備し、証紙を貼付した申請書とともに総務担当者に引き継ぎ、総務担当者がそれをもとに証紙の額を確認するように改め、これを徹底するよう申し合わせしましたが、証紙の消印については、総務担当者が月末の収入調定時に申請書の受付の日付で消印を押印していました。

## (4) 措置状況

今回の特別指摘事項は、基本的な証紙収入事務に関する認識不足と、従前からの運用について十分な改善がされず、そのまま踏襲したことによるものです。

今後は、高知県収入証紙条例施行規則（昭和39年高知県規則第28号）及び高知県証紙収入事務取扱要領（平成4年3月10日3出第255号（5）副出納長通知）に基づき、下記の手順により適正な事務処理を行います。

① 申請書の提出があった場合、衛生環境担当者が申請書の審査を行い、申請者に証紙を貼付して提出してもらい、受理する。この時、証紙を確認して消印を行う。

② 衛生環境課長は、申請受付管理簿に確認印を押印し申請書とともに総務担当者に引き継ぐ。

③ 総務担当者は、その申請受付管理簿をもとに証紙の額を確認し、収入調定の処理を行うとともに、申請受付管理簿に確認印を押印し、申請書のコピーとともに衛生環境担当者へ引き継ぐ。

④ 衛生環境担当者は、引き継いだ申請書のコピー及び申請受付管理簿を添付し、許可証交付伺いの起案を行う。

## 2 幡多農業振興センター

## (1) 事実認定

平成21年9月に500円切手19枚を亡失していた。

## (2) 特別指摘事項

郵便切手はその性質上金銭と同様に厳格な管理が求められるものであるが、その管理が極めて不適切であった。

今後は、このようなことがないよう厳格な管理を強く求める。

## (3) 原因又は理由

郵便切手は、1つのクリアファイルに種類ごとに保管し、必要に応じて鍵付きキャビネットから取り出し使用していましたが、切手の出し入れの際、何らかの拍子にクリアファイルから今回紛失した500円切手19枚が入ったビニール袋が抜け落ちたと思われる。

現物と帳簿の残が一致していた8月31日から不一致を確認した9月10日までの間、毎日切手を使用していたが、500円切手については出し入れがなく、その現物照合を怠っていたため、亡失に気づくのが遅れ、その後何度も捜索しましたが、見つかることができませんでした。

## (4) 措置状況

当該センターでは、紛失に気づいた後、切手がクリアファイルから落ちないようにクリップで留め、金庫に保管するとともに、現物の確認は、出し入れがなかった種類の切手についても毎日2人以上で帳簿残と照合することとしています。

また、こうした照合確認の徹底と併せて、物品管理等について理解を深めるため、出先機関職員会計事務実務研修とは別に、10月には会計管理課による当該センター職員全員を対象とした職場研修を実施することにしており、こうした研修を通じて、今後二度とこのような事態を起こさないよう、職場全体で公金等の厳正な取扱い及び安全管理に努めます。

## 第2 指摘とされた機関

## 1 消防学校

## (1) 事実認定

学生に対し給食を提供する業務については、平成19年3月13日に締結した消防学校給食業務実施覚書により高知県消防学校教育推進協議会が一定の業務を行っており、同覚書の第6では、「業務に係る経費のうち、光熱水費は学校が負担し、その他の経費は協議会が事業者との委託契約に基づき事業者を支払うこと。」と定めている。

契約当事者は消防学校と同協議会となっているが、双方の利益が相反する内容であるにもかかわらず、消防学校校長は同協議会の会長でもあり、同じ人物が双方の代理人となっていた。

## (2) 指摘事項

上のことは、民法（明治29年法律第89号）第108条に定めた自己契約及び双方代理の禁止に抵触する行為である。

今後は、このようなことがないよう適正な事務処理を強く求める。

## (3) 原因又は理由

給食業務については、県から給食業務実施業者への直接委託であったものを、経費削減の観点等から見直しを行い、平成19年度から高知県消防学校教育推進協議会と業者との委託契約に変更しました。

その際、業者選定の公平性確保や費用負担等に関して「消防学校給食業務実施覚書」を、消防学校と高知県消防学校教育推進協議会の間で締結しましたが、民法第108条に定めた自己契約及び双方代理の禁止に抵触するか確認す

<p>ることなく処理を行っていました。</p> <p>(4) 措置状況 指摘事項に基づき、双方の代理人が同じ人物とならないよう、高知県消防学校教育推進協議会の代理人を同協議会副会長に変更することとしました。</p> <p>2 工業技術センター</p> <p>(1) 事実認定 平成21年度の収入調定において、所属長が決裁すべきところ平成21年8月分を除き決裁権者でない次長が専決を行っていた。</p> <p>(2) 指摘事項 上のことについては、高知県事務処理規則（平成15年高知県規則第44号）別表第2の定め反する不適正な事務処理である。 今後は、このようなことがないよう適正な事務処理を強く求める。</p> <p>(3) 原因又は理由 会計事務に関し、次長が専決できるものについては、高知県事務処理規則別表第2の備考欄に「軽易なものについては、次長等が専決することができる」と定められており、当センターにおいては、その軽易なもの範囲を1件の支出負担行為額又は支出命令額が100万円を超えないものと定め運用しており、日常の会計事務のほとんどを次長が専決していることなどから、専決権限のない収入調定においてその処理を誤り、所長の決裁を受けていませんでした。</p> <p>(4) 措置状況 高知県事務処理規則第5条による知事の権限に属するもので、所長にその権限を委任するもの及び所長が専決できるもの（別表第2）の備考欄に定める次長等が専決できる軽易なもの範囲については、限定的に定められたものがありますので、今後は次長の専決権限の確認を徹底し、高知県事務処理規則に則った適正な事務処理に努めます。</p> <p>3 須崎農業振興センター</p> <p>(1) 事実認定 構原町に対する平成21年度農地防災施設等緊急整備事業費補助金において、平成22年2月18日付けで補助金交付決定の変更を2件行っていたが、同日付の支出負担行為の変更決議を同年4月に行っていた。</p> <p>(2) 指摘事項 上のことは、補助金の額の変更を行おうとするときは、支出負担行為決議書によらなければならないとする高知県会計規則（平成4年高知県規則第2号）第43条に反する不適正な事務処理である。 今後は、このようなことがないよう適正な事務処理を強</p>	<p>く求める。</p> <p>(3) 原因又は理由 同一事業・同一町内における総額に増減のない地区間流用であったため、支出負担行為の変更は生じないという担当者の思い込みから、事業変更承認のみを行い、支出負担行為の変更決議を行っていなかったもので、これは、所内での連携・確認が不十分であったことによるものです。</p> <p>(4) 措置状況 今後は、当該センター内での連携を密にし、担当者の思い込みによるこのような事案が発生しないように、総務担当者と事業担当者が相互に事務処理に誤りがないかどうかをチェックし、関係書類の確認を確実に行うとともに、会計管理課による出先機関職員会計実務研修等を通じて、高知県会計規則等に基づく会計事務の適正な執行に努めます。</p> <p>4 農業技術センター</p> <p>(1) 事実認定 平成20年度の生産物販売委託の支払において、平成20年度予算で支払うべき平成21年3月分の資材代及び梱包手数料を平成21年4月16日に平成21年度予算で支払っていた。 また、このうち資材代については平成20年度単価で支払うべきところ、平成21年度単価で請求されてそのまま支払っていた。</p> <p>(2) 指摘事項 上のことは、地方自治法（昭和22年法律第67号）第208条及び地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第143条に規定する歳出の会計年度所属区分に反する不適正な事務処理である。 今後はチェック体制を強化し、このようなことがないよう適正な事務処理を強く求める。</p> <p>(3) 原因又は理由 当該センターの生産物の出荷にあたっては、コンテナに入れて出荷した生産物を市場で箱や袋に詰めてもらっていますが、その詰めてもらうことが完了するまでは資材代や梱包手数料の確定ができないため、請求書を受理してから検認を行っています。今回の支払年度区分の誤りは、年度末に出荷した生産物の請求書を受理したのが4月2日であったため、検認日を4月2日にしてしまい、平成21年度支払としていたことによるものです。 また、資材代の単価の誤りについては、年度当初に市場と出荷品目ごとの単価契約を行っていますが、平成21年3月1日から出荷品の一部の単価が改定されていたにもかかわらず、契約変更手続をしていなかったため、平成21年度の改定単価と混乱し、その誤りに気付かなかったことによるものです。</p>	<p>(4) 措置状況 平成21年度については、3月に出荷した生産物の資材代及び梱包手数料はすべて3月31日に検認し、適正に支払を行いました。 また、契約単価に改定があるときには、速やかに契約変更を行うように、今後は、高知県会計規則、高知県契約規則等の法令を遵守し、管理職、出納員が十分なチェックを行うとともに、会計管理課による出先機関職員会計実務研修等を通じて、適正な会計事務処理に努めます。</p> <p>5 病害虫防除所</p> <p>(1) 事実認定 平成21年度の植物防疫情報総合ネットワーク利用契約において、支出負担行為決議書による決議を行わないまま契約締結を行い、支出負担行為決議書兼支出命令書で支払っていた。しかも事前の経費支出伺もなかった。</p> <p>(2) 指摘事項 上のことは、契約行為をしようとするときは、地方自治法（昭和22年法律第67号）第232条の3及び高知県会計規則（平成4年高知県規則第2号）第43条により、支出負担行為決議書による決議をしなければならないとの規定に反する事務処理である。 今後は、このようなことがないよう適正な事務処理を強く求める。</p> <p>(3) 原因又は理由 平成20年度までの同ネットワーク利用料は、年間定額の部分（基本利用料、メッシュ利用料、オプション利用料）と利用に応じて情報料が発生する部分とで構成されており、経費支出伺をとったうえで支出負担行為決議書兼支出命令書により支払を行っていました。 しかしながら、平成21年度からは定額部分のみの利用契約となったにもかかわらず、担当者が前年度と同様と思いこんだまま事務処理を行ったうえ、経費支出伺については、同ネットワークへの継続利用申し込み伺を経費支出伺と取り違えていたものであり、この誤りを管理職員及び出納員が見逃していたことによるものです。</p> <p>(4) 措置状況 当該防除所では、平成22年4月分についても同様の誤りを繰り返していましたが、5月分からは支出負担行為決議書による決議を行い、適正に処理をしています。 今後は、高知県会計規則等の法令を遵守し、前年度の事務処理にとらわれることなく、十分なチェックを行うとともに、会計管理課による出先機関職員会計実務研修等を通じて、適正な事務処理に努めます。</p> <p>6 須崎林業事務所</p> <p>(1) 事実認定</p>
--	---	--

平成20年度山のみち地域づくり交付金事業幹線林道榑原・東津野線改築工事（山のみち第20号）において、

ア 工事用地の一部を確保しないまま工事を発注したため、工法の変更を余儀なくされ工事に手戻りを生じた。

イ この工事箇所においては労働安全衛生規則（昭和47年労働省令第32号）により掘削こう配が60度以下と定められているところ、より大きい勾配で計画し施工を行っていた。

(2) 指摘事項

ア (1)のイは、公共用地取得事務の適正化について（平成元年9月1日付副知事通知）の規定に反する不適正な事務処理である。

イ (1)のイは、労働安全衛生規則第356条の規定に抵触しており、不適正な事務処理である。  
 今後は、このようなことがないよう適正な事務処理を強く求める。

(3) 原因又は理由

ア 当該工事は、平成20年度に旧独立行政法人緑資源機構から引継いだ工事で、その時点で既に用地取得が完了しており、その図面を基に発注を行ったものです。起工測量により当初想定した土質との相違が認められたため、計画線を修正すると、一部において用地不足が発生しました。このため、約2箇月間用地交渉を行いました但承諾が得られず、当初の用地内で工事を施工することとなり、工法の変更を余儀なくされたものであります。

イ 工事箇所は60度以下で掘削線を入れると一部用地不足となるため、工法の検討を行い、やむを得ず用地内で施工できる法枠工に変更しました。この際、労働安全衛生規則の掘削こう配に対する配慮が不足していました。

(4) 措置状況

ア 今後は、工事発注前に現地の用地区域の取得状況を十分精査し、工事区域の確認をした上で発注する等、適正な事務処理に努めます。

イ あわせて監督職員全員の労働安全に対する認識を深め、工法の検討時には掘削こう配を再確認するとともに、労働安全衛生規則の遵守を徹底して適正な事務処理に努めます。

7 須崎土木事務所

(1) 事実認定  
 平成21年度の旅費について、所属において5年間保管すべきとされている精算に必要な領収書の原本を個人保管としていたため、所在不明となっていた。

(2) 指摘事項  
 上のことは、高知県新旅費システム事務処理要領（平成

18年4月1日業務改革推進室）第6証拠書類の規定に反する不適正な事務処理である。  
 今後は、このようなことがないよう適正な事務処理を強く求める。

(3) 原因及び理由  
 領収書添付台紙について所属で保管すべき書類としての認識がされていなかったため、個人保管にしていました。

(4) 措置状況  
 職員に対し領収書添付台紙が旅費の証拠書類として保管すべきものであるとの認識を持つよう年度初めの所内会において周知し、旅行者が領収書の原本を旅費事務センターへファックス送信した後、速やかに旅費担当者が事務所の所定の場所に保管するよう徹底し、証拠書類の適正な保管に努めます。  
 また、旅費担当者は旅行命令簿で領収書の保管状況を確認するようにします。  
 なお、総務事務センター課長へ会計書類紛失の事故報告を行いました。

22高教政第843号  
 平成22年9月14日

高知県監査委員 様

高知県教育委員会委員長

定期監査結果に対する措置について

平成22年8月18日付け22高監報第5号で報告のありました定期監査の結果について、下記のとおり措置しましたので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により通知します。

記

(指摘事項)  
 機関名：教育センター

1 事実認定

平成21年度教育センターバリアフリー化工事設計業務の委託契約書を作成する際に、誤って第1条から第3条までが欠落した契約書に押印し、正式の契約書としていた。

2 指摘事項

上のことは、高知県契約規則（昭和39年高知県規則第12号）第36条第1項に規定する契約書の記載事項等に反する不適正な事務処理である。

今後は、このようなことがないよう適正な事務処理を強く求める。

3 原因又は理由

決裁後、契約書を相手に送付するため、両面コピーしたところ、確認が不十分であったため、第1条から第3条が印刷されているはずの契約書の1枚目の裏面が印刷ミスにより白紙になっていることに気がつかずそのまま送付してしまった

ため。

また、2通送付した契約書のうち1通に印刷ミスによる条項の欠落があったものであるが、送付時と相手からの返送時の2回、チェック出来る機会があったにもかかわらずそれを怠ったため。

4 今後の対応

今回の不適正な事務処理を重く受け止め、契約事務のみならず会計事務全般についても基本的事項を職員間で再確認するとともに、内部管理体制を強化し、決裁書類の確認が十分に行われるよう、複数の職員でチェックできる体制にしました。

なお、事前監査終了後、直ちに契約の相手方に対し不完全な契約書となっている事実を伝え、相手の理解を得たうえで、完全な契約書と差し替えを行いました。

今後は、今回指摘を受けたような不適正な事務処理を二度と繰り返さないよう、慣れを一掃し基本に立ち返り緊張感をもって日々の業務に取り組むことで、適正な事務処理に努めていきます。